



Dr. 健康コラム

## 5 類感染症への移行で何が変わる？

城里町国保七会診療所 上井 雅哉

5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法に基づく位置づけが、「新型インフルエンザ等感染症(2類)」から、季節性インフルエンザと同等の「5類感染症」に移行します。

新型コロナウイルス感染症に対して「特別対応」から「通常対応」へ考え方の転換を図り、幅広い医療機関で患者を受け入れられる医療体制の構築に向け、必要となる感染対策や準備を講じて国民の安心を確保しながら、令和6年4月までに段階的に対応を移行するとしています。

### ○社会活動への制限がなくなる

5類感染症への移行後は、感染症法に基づいた患者への外出自粛や入院勧告などの行動制限を要請する法的根拠がなくなります。濃厚接触者も外出自粛や就業制限の要請がなくなり、普段通り勤務先へ出勤し社会活動できるようになります。無症状・軽症の患者も、個人や勤務先の判断により出勤可能となるでしょう。一方で、感染者や濃厚接触者が市中に増えると感染機会が増える懸念があり、周囲へ感染を広げないよう、一層の感染対策に努めることが求められます。

### ○行政による入院調整がなくなる

これまで自治体や保健所が病床確保や患者の入退院調整を行っていましたが、5類感染症になると法律上適用できなくなり、診療所や病院など医療機関の間で調整を行います。これにより感染流行で逼迫していた保健所の業務が軽減されることや、新型コロナウイルス感染症専用病床が廃止され本来の高度医療やがん治療など、各病院の特性に沿った治療に注力できることはメリットです。一方で、入院調整が困難になる可能性もあります。重症化リスクの高い高齢の通院患者が多い診療所などでは、出入り口や待合室などで患者の動線を分離することが困難な場合も多いため、対応策を模索中の医療機関も多いと考えられます。

### ○医療費は自己負担が生じる

検査については、検査キットの普及と他疾患との公平性を踏まえ、公費負担は終了となります。外来の医療費については、公的医療保険での通常の医療となるため、他の5類感染症と同程度の自己負担があります。ただし、高額な新型コロナウイルス治療薬(経口薬、点滴薬、中和抗体薬)の費用は、患者の急激な負担増を避けるため、9月末まで全額公費負担を継続します。入院することになってしまった場合も、同じく急激な負担増を避けるため、9月末まで高額療養費の自己負担限度額から2万円が減額される措置が講じられます。

医療費の自己負担額が増えると、検査や治療を受けずに周囲に感染を広げてしまうことや、受診控えから適切な治療が受けられず重症化してしまう人が増えることが予想されますが、一部公費負担が継続となり、その懸念が緩和されました。

### ○今後のワクチン接種について

令和5年度については、すべての方へ公費負担でのワクチン接種が継続されます。秋から冬に、初回接種(1・2回目)を終了した5歳以上のすべての方を対象に接種を行います。高齢者など重症化リスクが高い方には、春から夏にも追加で接種を行うことになりました。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行には、良い面もあれば、混乱を生じさせてしまうような面もあります。5類感染症への移行後も、重症化しやすい方々への配慮を忘れず、感染流行状況に合わせて感染対策することが大切だと考えられます。

